

# 千葉県煙火消費許可要領

(平成12年3月31日)

(保安第254号)

(目的)

第1条 県内(千葉市を除く)における煙火消費(以下「消費」という。)に関しては、法令に特別の定めのあるもののほかこの要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 保安物件 道路、鉄道及び建築物であつて、消費に伴い発生し得る災害から保護すべきもの(道路管理者等の同意を得た道路又は災害防止の措置を講じた建築物であつて所有者及び管理者等の同意を得た建築物を除く。)

(2) 保安距離 消費の際に消費場所(打揚げ場所)から保安物件及び観衆等(関係者を除く。)に対して確保すべき保安上の距離。

(3) 演出効果用煙火 映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会、テーマパークの特殊効果、その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために消費する煙火(打揚げ煙火を除く。)

(4) 煙火玉 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア ぽか物 号砲及び段雷等の少量の割り火薬を用いた重量の軽いもの。

イ 割り物 菊及び牡丹等の多量の割り火薬を用いた重量の重いもの。

ウ 吊り物 ぽか物のうち、吊り星及び連星等の吊り物又は袋物。

(消費者の義務)

第3条 煙火を消費する者は、火薬類取締法施行規則(以下「施行規則」という。)に定める技術上の基準及び本要領を遵守するほか、状況を常に把握し、必要に応じて煙火の消費を中止するなど、災害防止を最優先とした自主保安に努めることとする。

(打揚煙火の保安距離)

第4条 打揚煙火の保安距離は、消費の実態に応じて次の各号に区分し、煙火玉の大きさによって別表1のとおりとする。

(1) 1級保安距離 観賞用として消費する場合であって、消費場所周辺に人家が密集し、かつ極めて多数の観衆が予想される場合の保安距離。

(2) 2級保安距離 次に掲げるいずれか一に該当する場合の保安距離。

ア 観賞用として消費する場合であって、消費場所周辺に人家が密集しているときの保安距離。

イ 観賞用として消費する場合であって、多数の観衆が予想されるときの保安距離。

ウ 合図等信号用として消費する場合であって、多数の観衆が予想されるときの保安距離。

(3) 3級保安距離 消費場所周辺に人家が少なく、かつ観衆が少なくと予想される場合であって、消費の実態に応じて煙火玉の種類の設定及び災害防止の措置をとったときの保安距離。

(4) 観賞用及び信号用以外のため消費する場合にあつては、前各号の規定を準用する。

(打揚煙火以外の煙火の保安距離)

第5条 打揚煙火以外の煙火の保安距離は、種類及び消費場所並びに消費の実態に応じて、次の各号の距離とする。

(1) スターマイン（煙火玉その他ザラ星等を連続的に打ち揚げるもの）は、第4条の規定を準用する。

(2) 水上（地上）仕掛等の保安距離は、別表2のとおりとする。

(3) 演出効果用煙火の保安距離は、別表3のとおりとする。

(4) 手筒花火の保安距離は、別表4のとおりとする。

(5) 前各号に該当しない煙火の保安距離は、20m以上とし、その距離は、煙火の種類及び消費場所並びに消費の実態に応じ、知事と協議して定めるものとする。

(保安距離の特則)

第6条 第4条及び第5条に規定する保安距離は、次の各項の一に該当する場合は、知事との協議によりこれを短縮することができる。

2 第4条第2号に規定する打揚煙火の保安距離は、次の各号の措置を講ずることにより、3級保安距離とすることができる。

- (1) 品質管理が十分なされた煙火玉を使用すること。
- (2) 煙火玉は球形であって、その直径が12cm以下のものを使用すること。
- (3) 煙火玉に方向性を与えるため縄又は紐等を取り付けるなどの災害防止の措置を講ずること。
- (4) 風向きが保安物件及び観衆等に向いているとき又は向くおそれがあるときは煙火の消費を中止すること。

3 別表3中2の(1)から(3)に規定する演出効果用煙火の保安距離は、次の各号の措置を講ずることにより、その保安距離を短縮することができる。

- (1) 消費する煙火及び煙火に付随する設備に観衆等が直接触れない距離を確保すること。
- (2) 保安物件及び観衆等に対して防護板を設ける等の災害防止の措置を講ずること。
- (3) 不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても保安物件及び観衆等に危害が及ばない煙火の構造若しくは措置を講ずること。

4 前2項のほか、保安物件及び観衆等に対して災害防止の措置が講じられていると認められる場合は、保安距離を短縮することができる。

(消費方法)

第7条 消費場所において煙火を取り扱う場合には、施行規則第56条の4の規定によるもののほか次の各号に掲げる措置を講ずることとする。

- (1) 消防法第22条の規定による火災警報（強風の場合）が発せられているときは、消費を中止すること。
- (2) 煙火は、消費する前に1個ずつ確実に導火（みちび）を点検し、黒玉の発生を防止すること。
- (3) 消費に際しては、打揚火薬を点検し、筒ばね防止に万全を期すること。特に、早打ち用煙火については、張り込み打揚火薬の脱落の有無をあらかじめ点検し、さらに打揚げ直前に再点検すること。
- (4) 吊り物煙火については、高压電線、電車の架線等の設置状況及び建築物の屋根の状況等を考慮し、危険が予想されるときは消費しないこと。

(煙火の特殊な消費方法)

第8条 打揚筒を垂直上方以外に向けて煙火玉を打ち出して消費する場合又は演出効果用煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合は、第7条を遵守するほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 打揚煙火及び2次開発を伴う演出効果用煙火（星等の二次開発であって打揚げによる点火が確実なものは除く。）は、観衆等に向けた打ち出しを行わないこと。

(2) 打ち出しの際の衝撃により当該打揚筒等の方向が変化しないように確実に固定すること。

(3) 打揚煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合は、文献、試験又は過去のデータ等により、筒の傾斜角度、発射薬の適正量等を調査し煙火玉の落下予想到着距離を確認すること。

(4) 打ち出し又は吹き出した煙火玉、星、火の粉等の軌跡が変わることがないように軌道上に障害物がないこと。

(5) 打揚煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合の保安距離は、煙火の消費場所から別表1の3級保安距離及び第3号で確認した煙火玉の落下予想到着地点において別表1の2級保安距離を確保すること。加えて、上記で確保した2つの円の保安距離の共通外接線で囲まれた範囲も保安距離とする。

(6) 別表3中2の(1)から(3)の演出効果用煙火（車花火等火の粉の吹き出し方向が変化するものを除く。）を垂直上方以外に向けて消費する場合の保安距離は、煙火の設置位置から、火の粉等が飛散する範囲の2倍（品質管理がなされた煙火については、1.5倍）以上の距離を確保すること。

但し、煙火から火の粉等が吹き出す角度の2倍に対する吹き出し方向以外は、当該煙火を垂直上方に向けて消費した場合に確保しなければならない保安距離とすることができる。

(7) 別表3中2の(4)の演出効果用煙火を垂直上方以外に向けて消費する場合の保安距離は、煙火の設置位置及び不点火等によって玉等が落下した場合の落下予想到着地点それぞれから当該煙火を垂直上方に向けて消費する場合に確保しなければならない保安距離を確保すること。加えて、上記で確保した2つの円の保安距離の共通外接線で囲まれた範囲も保安距離とする。

(8) その他、特殊な消費方法については、煙火の種類及び消費場所並びに消費の実態に応じ、煙火の仕様、取扱方法及び消費の現象についての資料をもってその都度、知事と協議すること。

(煙火の室内消費)

第9条 煙火を室内で消費する場合は、施行規則第56条の4の規定によるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

(1) 室内で消費できる煙火は、演出効果用煙火のうち、別表3中2の(1)から(3)(別表3中2の(3)の煙火については、星を打ち出すものに限る。)の煙火であって、星等の吹き出し高さが室内高さ(緞帳、照明等が吹き出し方向にある場合には、その高さ。)の3分の2以下であること。

(2) 煙火は室内用として製造されたものであること。

(3) 消費する際に発生する音が、観衆等に影響を及ぼさない音圧レベル若しくは、処置を講ずること。

(4) 保安距離及び消費の方法については、第5条第3号及び第8条の規定を準用する。

(5) 消費場所を所管する消防署長と連絡を密にとり、「火気使用の解除承認」を受けること。

(6) 観客等の避難路を確保し、避難誘導のための保安要員を配置すること。

(7) 室内換気に十分配慮すること。

(8) 煙火の消費場所付近には、消火設備を備えること。

(9) 建物の所有者等に対して消費する煙火の性質等を十分説明し、煙火使用の承諾を得ること。

(10) 県内において使用実績のない煙火については、知事と協議し、必要に応じて消費試験を行うこと。

(11) その他、危害予防の措置が十分なされていること。

(煙火消費計画)

第10条 火薬類取締法第25条第1項の規定により消費の許可を受けた者は、施行規則第48条第1項の規定により提出した煙火消費計画を守らなければならない。

(警戒の措置)

第 11 条 映画の撮影等により地中に埋設して消費する場合には、第 7 条の規定によるほか、次の各号に掲げる規定を守らなければならない。

- (1) 煙火の覆土には、石塊類を含まないものを使用すること。
- (2) 点火位置は、埋設地点が監視できる場所とし、危険がないことを確認した後でなければ点火してはならない。

(立入禁止措置)

第 12 条 消費に際しては、立入禁止区域を明示し、関係者以外は立ち入らないよう措置を講ずること。

(関係機関等との連絡)

第 13 条 消費に際しては、消費場所を管轄する消防署長及び必要に応じて警察署長又は、その他関係機関と事前に連絡をとり、火災等の災害発生の防止に万全を期すること。

附則

- 1 煙火消費許可要領（平成 2 年 2 月 1 日付け保安第 1 8 9 号）は、廃止する。
- 2 この要領は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1  
打揚煙火の保安距離

煙火玉の 大きさ (直径)	玉の種類	保安距離 (m)		
		1級	2級	3級
7.5cm以下	ぽか物	100	40	25
	割り物	100	65	40
9cm以下	ぽか物	100	65	40
	割り物	140	100	60
12cm以下	ぽか物	110	75	45
	割り物	150	110	65
15cm以下	ぽか物	150	130	100
	割り物	210	180	130
18cm以下		220	190	130
24cm以下		250	210	130
30cm以下		290	240	150
45cm以下		300	250	200
60cm以下		400	300	

(注) 球形でない煙火玉については、当該煙火の容積を球形の直径に換算して上記表の保安距離とする。

別表 2

水上（地上）仕掛の保安距離等

1 水上（地上）仕掛

この表で示す水上（地上）仕掛は、焰管を水面で消費する水中金魚及び煙火玉を水面又は平坦な地面上で消費する仕掛煙火をいう。

2 保安距離等

煙火の種類に応じ保安距離及び特に注意すべき消費の方法は、次表に掲げるとおりとする。

水中（地上）仕掛の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
<p>(1) 水中金魚 水面に焰管を投げ込み、投げ込まれた焰管が火の粉を噴き出しながら水面上を走行するもの。</p>	<p>焰管の走行範囲から20m以上及び投げ込み位置から20m以上。</p>	<p>① 手投げにより、確実に焰管を目的の水面に投げ込むこと。 ② その他の焰管の放出方法については、その都度知事と協議する。</p>
<p>(2) 水上花火（水中花火） 煙火玉を水面で開かせるもの。 ア. 竹竿や水面上に固定した台に煙火玉を設置して開かせるもの。</p>	<p>打揚煙火の3級保安距離以上。</p>	<p>① 煙火玉等を固定するものが煙火玉の開発により破損し飛び散らないものを使用すること。但し、飛散した場合においても観客等に安全な材料である場合は除く。 ② 煙火玉の固定位置及び煙火玉が移動しないよう確実に固定すること。</p>
<p>イ. モーターボート等に煙火玉を積んで走行し、人が導火線に火を付けて水面に投げ込み開かせるもの。</p>	<p>投げ込み位置から打揚煙火の3級保安距離以上。</p>	<p>① 火の粉等によってボート内の煙火玉に点火しないよう配慮すること。 ② 煙火玉の開発時間を考慮した消費方法とすること。 ③ 投げ込み者は、熟練者が行うこと。</p>
<p>ウ. 打揚筒を傾斜させて設置し、水面に向けて打ち出し開かせるもの</p>	<p>打揚筒の設置位置から打揚煙火の3級保安距離及び煙火玉の開発予定位置から2級保安距離を確保し、打揚筒と煙火玉の開発予定位置においてできる保安距離の円の共通外接線で囲まれた範囲以上。</p>	
<p>(3) 地上花火 煙火玉を平坦な地面で開かせるもの</p>	<p>煙火の設置位置から打揚煙火の3級保安距離以上。</p>	<p>① 煙火玉を平坦な地面に固定し、煙火玉の位置が移動しないようにすること。 ② 煙火玉の開発位置は、土芝生等の場所とし、煙火玉の開発により石等の危険物が飛散しないような措置を講ずること。</p>



別表 3

演出効果用煙火（打揚煙火を除く。）の保安距離等

1 演出効果用煙火

映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会、テーマパークの特殊効果その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために消費する煙火をいう。

2 保安距離等

煙火の種類に応じ保安距離及び特に注意すべき消費の方法は、次表に掲げるとおりとする。

演出効果用煙火の種類	保安距離	特に注意すべき消費の方法
<p>(1) 噴水、車花火等火の粉又は火花等を吹き出したり、爆竹、エアーストのようにその場で燃焼爆発するもの及びモーターヒットのように火炎及び煙を伴って燃焼するもの又は燃焼によって音、せん光、煙を伴うものであって発射薬を使用しないもの。 (手筒花火を除く。)</p>	<p>火の粉等が飛散する範囲の2倍（品質管理が十分なされた煙火については1.5倍）以上の距離であって最低5m以上。 但し、煙火に含まれる火薬の燃焼又は爆発が固定された容器内のみで消費されるもの（不慮の燃焼又は爆発があった場合を含む。）にあっては、観衆等が当該煙火及びその付随する設備に直接触れない距離とする。</p>	<p>① 火の粉等の吹き出しが目的とする方向以外に吹き出さぬよう煙火の設置又は固定が確実に行われていること。 ② 風等により火の粉等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>
<p>(2) 筒等から紙吹雪等を打ち出すものであって、打ち出す物が観衆等に対して安全なもの。</p>	<p>本表(1)の煙火に準じる。但し、煙火に含まれる火薬の燃焼又は爆発が固定された容器内のみで消費されるもの（不慮の燃焼又は爆発があった場合を含む。）にあっては、観衆等が当該煙火及びその付随する設備に直接触れない距離とする。</p>	<p>① 紙吹雪等の吹き出しが目的とする方向以外に吹き出さぬよう煙火の設置又は固定が確実に行われていること。 ② 直接観衆等に向けて消費しないこと。</p>
<p>(3) 乱玉、花束、小トラ等発射薬を用いて打揚筒から星笛等を打ち出し2次開発しないもの。 但し、蜂の打ち出しを除く。</p>	<p>星等が飛散する範囲の2倍（品質管理が十分なされた煙火については1.5倍）以上の距離であって最低10m以上とする。</p>	<p>① 不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても吹き出し方向以外に火の粉、星及び煙火の破片等が飛び散らない構造若しくは措置を講じること。 ② ①が確保できない場合は保安距離を40m以上とする。 ③ 煙火の設置、固定が確実に行われていること。 ④ 風等により星等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること。</p>

別表 3

演出効果用煙火の種類	保 安 距 離	特に注意すべき消費の方法
<p>(4) 球状若しくは円筒形等の玉の中に星、蜂、笛等を詰め込み、発射薬を用いて打揚筒等から打ち出して2次開発するもの。(星自体が開発するものを含む。)</p> <p>但し、玉等の最大直径が5cm以下であって、1発の玉又は星の火薬量が25g以下のものに限る。</p>	<p>星等が飛散する範囲の2倍(品質管理が十分なされた煙火については1.5倍)以上の距離で最低20m以上。</p>	<p>① 不慮の煙火の燃焼又は爆発があっても吹き出し方向以外に火の粉、星及び煙火の破片等が飛び散らない構造若しくは措置を講じること。</p> <p>② ①が確保できない場合は保安距離を40m以上とする。</p> <p>③ 煙火の設置、固定が確実にされていること。</p> <p>④ 風等により星等の飛散する範囲が拡大し、観衆等に危害を及ぼすおそれがある場合は消費を中止すること</p>
<p>(5) (1)から(4)に属さない演出効果用の煙火</p>	<p>煙火の仕様、取扱方法及び消費現象についての資料をもって、その都度知事と協議する。</p>	<p>煙火の取扱方法について、十分検討し、危害予防に努めること。</p>

(注) 星又は火の粉等が飛散する範囲とは、星、火の粉又は火花が燃焼中に飛散する最大距離をいう。

別表 4

手筒花火の保安距離等

1 手筒花火

火の粉又は火花を吹き出すか噴出する立火を人が手に持って消費する煙火をいう。

2 保安距離

装 薬 量 (黒色火薬量)	筒の吹き出し方向及び その後方に対する距離 (*)	筒の側面に対する 距離(*)	筒相互間の距離
300g未満	直立点火 — 直立点火以外 10 m	5 m	3 m
300g以上 600g未満	20 m	10 m	
600g以上1,200g未満	30 m	15 m	
1,200g以上1,800g未満	40 m	20 m	
1,800g以上3,000g未満	60 m	30 m	5 m

(\*) 十分な高さの防炎パネル又は、防炎シートによる防護幕を張る等、十分な危害予防の処置をした場合は、この限りでない。

3 特に注意すべき消費の方法

特に注意すべき消費の方法は、次に掲げるとおりとする。

- ① 消費中の移動範囲（消費区域）を消費場所に明示し、観客に対して安全な距離を点火する前に確保すること。
- ② 吹き出し口及び筒底を観客に向けぬよう、手筒花火を持つ姿勢には十分注意すること。

